

社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会
役員等報酬規程

社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐世保市手をつなぐ育成会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については日額とし、別表1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員及び職員の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については日額とし、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員及び職員の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、前月の21日から当月の20日までの1箇月分を当月の25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。
2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、もしくは前項の規定に準ずる支給方法の何れかにより支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	日額
理事長	7,000円
理事	5,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※ただし、定款第8条の規定により各年度において支給する評議員報酬の総額は、年間50,000円/人を超えない範囲において支給する。

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

※常勤役員等には、別表1と重複してこの報酬は支給しない。

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
決算監査への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円